

Client Alert

2015年10月号 (Vol.22)

1. はじめに
2. 知的財産法：「特許・実用新案審査基準」等の全面改訂
3. 競争法／独禁法：中国における贈賄規制の強化
4. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会の議論状況
5. 労働法：改正派遣法が施行される
6. 会社法：取締役会評価に関する実務の動向
7. 一般民事：マイナンバー法の施行と改正
8. M&A：M&A 関連の商事非訟事件の動向
9. ファイナンス・ディスクロージャー：インサイダー取引規制に関する法令等の改正に係る、パブリックコメントの結果公表
10. 税務：国税庁 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関する Q&A を改訂
11. タイ：事業担保法の制定
12. トルコ：トルコにおける投資インセンティブ制度の改正

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2015年10月号（第22号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：「特許・実用新案審査基準」等の全面改訂

特許庁は、「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」を全面改訂し、2015年10月1日以降の審査に適用を開始しました。

<http://www.meti.go.jp/press/2015/09/20150916001/20150916001.html>

今回の改訂は、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループでの検討を踏まえたものであり、「特許・実用新案審査基準」では、より理解を容易にする観点から、記載が明確かつ簡潔になり、「特許・実用新案審査ハンドブック」では、事例や裁判例が補強される等しました。

2015年7月に公表された「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する当面の審査・審判の取扱い等について」による審査の取扱いについても、今回改訂された「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」において反映されています。

Client Alert

弁護士 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhmjapan.com

弁護士 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法：中国における贈賄規制の強化

2015年8月29日、中国において刑法の改正が成立し、同年11月1日に施行されます。本改正の一部は贈賄規制の強化に係る内容であり、大きく、①（公務員本人だけではなく）公務員の近親者やその他密接な関係にある者に対して贈賄を行った者も処罰対象となったこと、②贈賄に関わった個人に対して罰金が広く科されることとなったこと、③贈賄者が自主申告により責任の減免が認められる要件が加重されたこと、が挙げられます。具体的には以下のとおりです。

①につき、改正前は、収賄側については現在又は過去の公務員本人だけではなく、当該公務員に影響力のある者（近親者やその他密接な関係にある者等）が賄賂を受け取った場合も収賄罪は成立することと処罰対象とされていましたが、影響力のある者に対する贈賄者は処罰対象になっていませんでした。本改正により、贈賄側の処罰対象が拡大されたこととなります。

②につき、改正前は贈賄の違反に係る罰金刑の対象は基本的に法人であり、（懲役刑の対象ではあったものの）個人が罰金の対象となるのは特に深刻な事案の場合や賄賂額が多額である場合に限られていたところ、本改正により贈賄に関わった個人にも広く罰金刑が科されうることとなりました。

③につき、改正前は贈賄者が違反について自主申告をした場合には責任の軽減のみならず免除の可能性もありましたが、本改正によりその条件が加重され、責任の免除が認められるのは、(i)違反が比較的軽微である場合、(ii)自主申告者が重要な事件において他者の違反に対する調査の成功をもたらす重要な情報提供をした場合、又は(iii)その他自主申告者が重要な寄与をした場合、のいずれかの要件を満たす場合に限定されることになりました。それ以外の場合には責任の軽減の可能性はありますが、全面的な免除が認められる場合は狭められたこととなります。

近時、各企業が、グループ全体をカバーする外国公務員贈賄防止体制の構築・整備に取り組んでいるところ、なかでも中国における体制の構築・整備は、各企業とも特に力を入れているところです。今般の中国の法改正により、体制の構築・整備は一層急ぐ必要が高まっているといえます。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

弁護士 川原 健司
☎ 03-6266-8591
✉ kenji.kawahara@mhmjapan.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：再生可能エネルギー導入促進関連制度改革
小委員会の議論状況

2015年9月11日、経済産業省において、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（「小委員会」）の第1回が、同月25日には第2回が開催されました。

小委員会においては、再生可能エネルギーを持続可能な形で長期安定的なエネルギー源として導入拡大させるため、固定価格買取制度を含めた制度改革の検討及び関連する規制・制度の改革、研究開発等の検討を行うこととされており、第2回においては、固定価格買取制度に関し、①設備認定の時期、②認定案件の適切な事業の実施を担保する方法、③調達価格の決定時期や④買取義務者等が議論されています。

①については、新規案件についての認定時期を系統接続の契約締結後に移行する案が、②については、設備認定に係る情報を原則公開とし、事業実施について定期的な報告を行う案等が、③については、接続契約締結時、接続契約時又は運転開始時とする案が、④については、送配電事業者とする案が、それぞれ提案されています。そして、今回の制度変更を既認定案件にも及ぼすべきかについては、「既設案件にも適用すべき」という意見と「十分な周知と経過措置が必要」等の慎重な意見の両方が出されています。

今後の小委員会においては、第3回には買取価格決定方式のあり方等のコスト効率的な再生可能エネルギーの導入の方法、第4回には系統制約の解消や研究開発・規制改革等が、それぞれ議論される予定となっており、今後の議論の動向を注視する必要があります。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

弁護士 市村 拓斗
☎ 03-6226-8772
✉ takuto.ichimura@mhmjapan.com

弁護士 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhmjapan.com

5. 労働法：改正派遣法が施行される

改正派遣法が2015年9月30日に施行されました。この改正派遣法は、①特定派遣事業を廃止し、派遣事業は許可制に一本化する、②いわゆる特定26業務を廃止し、一般派遣のみとする、③一般派遣の派遣期間についての変更、④派遣社員のキャリアアップ措置の強化、⑤派遣社員の均衡待遇の推進を中心としています。また、10月1日からは、違法派遣の場合の労働契約申込みみなし制度もスタートします。

まず、①と②については経過措置が定められており、施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいる場合について、2018年9月29日まで猶予期間が設けられました。また、施行日時点で一般労働者派遣を営んでいる場合についても、当該許可の有効期間内につ

Client Alert

いては、その許可のままで派遣事業を引き続き営むことが可能となっています。なお、施行後は、派遣労働者のキャリア形成支援制度を有する等、派遣労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有することや、基準資産額（2,000万円×事業所数）と現預金額（1,500万円×事業所数）を有すること等が新たな許可基準とされています。

③については、派遣先事業所単位の期間制限（3年。但し、過半数労働組合等の意見を聴いた上で延長可能。）と、個人単位の期間制限の2つの期間制限が導入されました。個人単位の期間制限は、同一の派遣社員を派遣先の事業所における同一の組織単位に対して派遣できる期間であり、3年が限度とされています。また、派遣元事業主は、同一の組織単位に継続して1年以上派遣される見込みがある派遣社員について、法が定める雇用安定措置を講ずることが必要とされています。

④については、派遣元事業主に、教育訓練やキャリア・コンサルティングの実施を義務付けるものです。特に、段階的かつ体系的な教育訓練を、有休・無償で実施することが義務付けられました。

⑤については、派遣元事業主に、派遣先で同種の業務に従事する労働者との均衡を考慮した賃金等の決定を行うよう配慮する義務が課せられ、派遣先には、派遣元事業主が派遣社員の賃金を適切に決定できるよう、必要な情報を提供するよう配慮する義務が課せられました。

今回の改正派遣法の施行は、派遣社員を受け入れる事業主にとってもインパクトが大きく、派遣社員の管理等に際して改正法の内容及び関連する政省令・通達の内容にも留意する必要があるといえます。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com

6. 会社法：取締役会評価に関する実務の動向

2015年6月1日に施行されたコーポレートガバナンス・コードの補充原則4-11③においては、取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することが求められています。

具体的な分析・評価の方法は、会社ごとの事情に応じ、個別に適切な方法を検討する必要がありますが、典型的には、①各取締役に対し、アンケートやインタビューを実施し、自身の職務執行、取締役会の構成・運営状況・審議内容、取締役への支援状況等についての評価を確認する、②社内の評価者（例えば、代表取締役社長、取締役会議長、社外取締役等）又は外部の第三者が①の結果を取りまとめる、③②を踏まえ、取締役会において、最終的な評価（実効性が確保できている点と確保できていない点、確保できていない点に関する改善策等）を議論する、といった方法が考えられるかと思えます。

このような取締役会評価は、これまでわが国ではあまり馴染みのない取組みであり、既に開示された報告書においても、本項目をエクस्पラインとしている例や、分析・評

Client Alert

価結果を他の開示項目とは時期をずらして開示している例等が見受けられます。分析・評価の方法や開示のレベル感については、今後の事例の集積が待たれるところです。

弁護士 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmiapan.com
弁護士 河島 勇太
☎ 03-6266-8734
✉ yuta.kawashima@mhmiapan.com

7. 一般民事：マイナンバー法の施行と改正

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）が、一部の規定を除いて、2015年10月5日に施行されます。同日以降、市区町村長から、施行日時時点で日本国内に住民票を有するすべての個人に対し12桁のマイナンバーが通知され、2016年1月からは、社会保障、税及び災害対策分野の行政手続においてマイナンバーの利用が開始されます。各企業においては、マイナンバーの取扱いを開始するまでに、安全管理措置を講じる等マイナンバー法を遵守した適切な社内体制を整備することが必要です。

さらに、マイナンバー法については、2015年9月3日、施行前にもかかわらず、改正法が成立しました。改正法は、主にマイナンバーの利用範囲の拡大等を目的としたものであり、①預貯金口座へのマイナンバーの付番、②医療等分野における利用範囲の拡充等、③地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等を内容とします（この内、預貯金口座へのマイナンバーの付番については2018年からの適用が予定されています）。

なお、マイナンバーと個人の基礎年金番号との連携は、当初2016年1月から開始される予定でしたが、日本年金機構の個人情報流出問題を受け、今般の改正法により最長で2017年5月まで延期されることになりました。

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmiapan.com
弁護士 北山 昇
☎ 03-6266-8931
✉ noboru.kitayama@mhmiapan.com

8. M&A：M&A 関連の商事非訟事件の動向

現金を対価として少数株主を締め出すキャッシュ・アウトを実施した場合、少数株主側としては、所定の要件のもとで可能となる価格決定の申立てを行うことで、裁判所に対し、キャッシュ・アウトの対象となる株式の公正な価格について判断を求めることができます（会社法117条、172条、182条の5等）。

価格決定申立ての手続きは、訴訟事件ではなく、非訟事件として手続きが進行します

Client Alert

が、2013年に制定された非訟事件手続法では、文書提出命令が非訟事件にも適用のあることが明示的に定められました（非訟事件手続法53条）。会社が所持する株価算定資料等の重要な資料については、裁判所から提出が促され、提出をしない場合に会社側に不利益に斟酌されるおそれがあるため、取引実行時の段階から、裁判所への提出を視野に入れた対応（例えば、株価算定書等の第三者が作成した資料については、裁判所に提出されることにつきあらかじめ当該第三者の承諾を得ておくこと等）をとる必要性が高まったといえます。

また、2015年5月1日に改正会社法が施行され、現金を対価として少数株主を締め出すキャッシュ・アウト手法として新たに株式等売渡請求の制度が創設されました。株式等売渡請求においても売買価格の決定の申立てをすることができることとされていますが（会社法179条の8）、株式等売渡請求では、全部取得条項、株式併合、株式交換等の方法によるキャッシュ・アウトとは異なり、対象会社は取引の当事者ではなく、実質的な取引当事者は買収者（特別支配株主）となります。そのため、価格決定申立ての手続きにおいても、対象会社ではなく、買収者（特別支配株主）が所持する資料（株価算定資料、買付価格の検討資料等）の提出の可否が取りざたされる可能性が高まったという点は、従前のキャッシュ・アウト手法とは異なる側面であり、留意しておく必要があると思われます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmiapan.com
弁護士 徳田 安崇
☎ 03-6266-8934
✉ yasutaka.tokuda@mhmiapan.com

9. ファイナンス・ディスクロージャー :

インサイダー取引規制に関する法令等の改正に係る、パブリックコメントの結果公表

2015年9月2日、金融庁は、インサイダー取引規制の適用除外規定に関する、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正（「本内閣府令改正」）及び金融商品取引法等ガイドラインの改正（「本ガイドライン改正」）案に係るパブリックコメントの結果（「本結果」）を公表しました。

本内閣府令改正は、いわゆる「知る前契約」及び「知る前計画」に基づく売買等（金商法166条6項12号、167条5項14号）に関し、未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画の中で売買等の具体的な内容が定められている等の場合には、インサイダー取引規制の適用除外に該当することとしたものです。本結果及びこれを受けて改正された「インサイダー取引規制に関するQ&A」問5では、例えば、契約締結・計画決定の時点で何らかの重要事実Aを知っていたとしても、当該重要事実Aがすべて公表された後に売買等を行うことを内容とする契約又は計画を締結又は決定することにより、売買等を行う時点において知っている他の重要事実（重要事実B）との関係

Client Alert

で上記の適用除外規定を活用し、重要事実 B を知っていても、当該契約・計画に基づいた売買等が可能であるとの考え方が示されています。

また、本ガイドライン改正により、いわゆる公開買付けに対する「対抗買い」に係る適用除外規定（金商法 166 条 6 項 4 号、167 条 5 項 5 号）について、被買付企業の「対抗買い」の要請が、公開買付け等の存在に関する合理的な根拠に基づいており、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものである場合は、インサイダー取引規制の適用除外となるとの解釈が明確化されました。本結果及びこれを受けて改正された「インサイダー取引規制に関する Q&A」問 4 では、上記の「合理的な根拠に基づく」場合として、例えば、被買付企業が公開買付け等についての具体的な提案を受けた場合や、公開買付け等を行う決定がなされた事実を裏付ける具体的な報道が行われた場合が考えられる、とされています。

このように、今回の改正は、いずれも、実務上重要なインサイダー取引規制の適用除外規定に関するものです。本内閣府令改正は 2015 年 9 月 16 日から、本ガイドライン改正は同月 2 日から施行されています。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

10. 税務：国税庁 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関する Q&A を改訂

国税庁は、2015 年 9 月 10 日、「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関する Q&A」（「本 Q&A」）を改訂しました（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-QA.pdf>）。本 Q&A は、2015 年 6 月 3 日に公表されましたが、追加で寄せられた疑問に答えるために今回新たに Q&A を追加したものです。

主な Q&A として、電気通信利用役務の提供（インターネットを通じたサービス提供や電子書籍等の販売等）について、①国外事業者が著作権を有するソフトウェアについて、当該事業者から販売権を取得した上で国内のエンドユーザーに配信した場合、国外事業者との取引は国外取引として消費税の課税対象外であり、国内のエンドユーザーへの販売は国内取引として消費税の課税対象となること（本 Q&A 問 2-2）、②国外事業者が日本国内の代理店に契約交渉等の事務を代行させて国内事業者向けに電子書籍の配信を行う場合であっても、契約書等から当該国内事業者において役務提供は国外事業者が行うものであると認識でき、当該国外事業者においても役務提供を受けるのが事業者であると認識できるときは、当該役務提供は「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当すること（本 Q&A 問 3-2）が示されました。

電気通信利用役務の提供に関する法改正は 2015 年 10 月 1 日以後適用されておりますが、複数の当事者が関与する取引等に関する実務上の取扱いが必ずしも明確でなく、

Client Alert

一部には混乱も生じているようです。本 Q&A は、その明確化に資するものであり、実務上の重要性は高いといえます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmiapan.com

弁護士 小山 浩
☎ 03-6266-8589
✉ hiroshi.ovama@mhmiapan.com

弁護士 坂尾 陽
☎ 03-6266-8951
✉ akira.sakao@mhmiapan.com

11. タイ：事業担保法の制定

2015年8月7日、事業担保法の法案が暫定国会で承認されました。これにより、従来困難であった事業上使用している資産への担保権設定が可能となります。なお、施行日は公告から240日後とされていますが、現時点では公告はなされておらず、事業担保法の施行は早くても2016年の後半以降となる見通しです。事業担保法が制定された背景及び同法の概要は以下のとおりです。

従来のタイ民商法の下では、担保権設定の方法として主に抵当権及び質権が利用されていましたが、抵当権は不動産及び登録可能な一部の動産のみが対象となっており、また、質権設定は占有移転が要件となっているため、機械等登録可能な一部の動産を除き、事業上使用している動産に担保権を設定することが困難であるといった問題点がありました。また、譲渡担保権の設定についても、占有移転がない場合には民商法上の質権に関する規定の潜脱と判断されるおそれがあることから実務上はあまり利用されておらず、新たな担保権設定手段を定めた法律の制定が長年にわたって望まれていました。

事業担保法の下では、担保権設定者と担保権者（金融機関その他省令等が定める者に限定されています。）が事業担保権設定契約を締結することにより、一定の担保物（事業、金銭債権等、事業の用に供する動産、不動産業者が保有する不動産、知的財産権、その他省令等が定める資産等）について、占有を移転することなく担保権を設定することが可能となります。事業担保権設定契約は、書面によって作成することが求められており、その内容を公示するために商務省事業開発局に設置される部署に登録する必要があります。

担保権実行は、①担保物が資産の場合には、担保権者が担保物の所有権を取得する方法、又は競売の方法により実行され、また、②担保物が事業の場合には、事業に関する権限が担保権実行者（担保権実行の際、事業の売却が行われるまでの間、担保権設定者に代わって当該事業の管理・運営を行う者で、事業担保権設定契約において定められます。）に移転し、担保権実行者の下で事業の売却が行われることとなります。

担保権者や担保物の内容等、一定の事項は省令等の下位規範において定められることとされておりますが、現時点では省令等の内容は明らかになっていませんので、今後の動向に注視する必要があります。

Client Alert

弁護士 小松 岳志
☎ +65-6593-9753(シンガポール)
✉ takeshi.komatsu@mhmjapan.com

弁護士 二見 英知
☎ +66-2-633-8350(バンコク)
✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com

弁護士 秋本 誠司
☎ +66-2-633-8351(バンコク)
✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 茨木 雅明
☎ +66-2-266-6485
(バンコク Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)
✉ masaaki@ctlo.com
✉ masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

12. トルコ：トルコにおける投資インセンティブ制度の改正

トルコでは、2012 年から「新投資インセンティブ制度」が導入されており、①一般投資、②地域投資、③大規模投資、④戦略投資に区分されてそれぞれの特性に応じた推奨策等が設けられていますが、2015 年 4 月 8 日、同制度が一部改正されました（「本改正」）。本改正の主要な内容は以下のとおりです。

まず、上記②の地域投資に関する推奨策（産業の発展度合いに応じて、トルコを第 1 地域から第 6 地域に分類した上で、後進地域への投資に対してより手厚いインセンティブを付与する制度です。）では、各地域別に、当該推奨策を利用するための最低投資額要件が課されていますが、本改正により、事務・情報機器等の製造、飛行機・エンジンの整備その他の一定の業種において、最低投資額が引き下げられました。具体的には、例えば、事務・情報機器等の製造業については、第 1 地域及び第 2 地域についてはそれぞれ一律に 100 万トルコリラ（日本円で約 4,000 万円）（本改正前は、第 1 地域が 400 万トルコリラ、第 2 地域が 300 万トルコリラ）に、第 3 地域から第 5 地域については、一律に 50 万トルコリラ（日本円で約 2,000 万円）（本改正前は、第 3 地域が 200 万トルコリラ、第 4 地域・第 5 地域が 100 万トルコリラ。第 6 地域は改正前から 50 万トルコリラのまま変更されておられません。）に引き下げられました。

また、従来、投資インセンティブ証明書の範囲内で実施された投資から発生した費用については、当該投資に係る事業から発生した所得からの控除しか認められていませんでしたが、本改正により、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの間に行われた投資から発生する費用については、一定の条件のもと、当該投資とは別の事業から生じた所得からも控除できるようになりました。

上記以外にも様々な修正がなされておりますが、トルコでは、従来より外資の誘致に積極的な国であるところ、今般、上記のとおり投資インセンティブ制度を改正することで、より投資の門戸を開放する施策を打ち出しています。トルコにおける投資を検討する際には、当該インセンティブを有効活用することも重要なポイントの一つであり、今回の改正を含む今後の動向にも留意が必要です。

Client Alert

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com

弁護士 新井 朗司
☎ 03-6266-8768
✉ hiromasa.arai@mhmjapan.com

弁護士 青山 慎一
☎ 03-6266-8996
✉ shinichi.aoyama@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『東南アジアの不動産事業・投資とファイナンス ～ベトナム・インドネシア・マレーシア・ミャンマーへの進出方法、不動産投資スキームの法的留意点を解説～』
開催日時 2015年10月9日（金）13:00～16:00
講師 埴 晋
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『テクノロジーと法：リスク回避と機会の創出』
開催日時 2015年10月9日（金）14:00～17:00
講師 大石 篤史、宇都宮 秀樹
主催 一般社会法人 日本経済団体連合会

- セミナー 『東南アジアの不動産事業・不動産投資スキーム～インドネシア・ベトナム・マレーシア・ミャンマーを対象として～』
開催日時 2015年10月13日（火）16:00～19:00
講師 埴 晋
主催 CREFC 日本支部

- セミナー 『日経ビジネスイノベーションフォーラム』
開催日時 2015年10月14日（水）14:55～15:25（大石）、15:30～16:30（内田）
講師 大石 篤史、内田 修平
主催 日本経済新聞社クロスメディア営業局

- セミナー 『株主代表訴訟、役員責任追及訴訟の最新動向～改正会社法も踏まえ、企業不祥事の予防・対応を視野に入れる～』
開催日時 2015年10月15日（木）14:00～16:30
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

Client Alert

- セミナー 『出版記念セミナー（書籍付き）ビジネスを促進する独禁法の道標』
開催日時 2015年10月16日（金）13:00～16:00（名古屋）
2015年10月21日（水）14:00～17:00（東京）
講師 池田 毅
主催 レクシスネクシス・ジャパン株式会社

- セミナー 『「ビジネス・ロー・スクール」役員セミナー《全三回》大変革時代における取締役の役割と責務～改正会社法、コーポレートガバナンス・コードを踏まえて』
開催日時 2015年10月20日（火）、30日（金）、11月4日（水）8:30～10:30
講師 野村 修也
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『競争法実務家養成コース～独占禁止法・下請法・景品表示法～』
開催日時 2015年10月20日（火）15:00～17:00
講師 宇都宮 秀樹
主催 公益財団法人公正取引協会

- セミナー 『監査等委員会設置会社への移行にあたっての実務ポイント』
開催日時 2015年10月22日（木）13:30～16:30
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『監査等委員会設置会社へ移行する際の具体的実務と法的留意点』
開催日時 2015年10月22日（木）13:30～16:30
講師 三浦 亮太
主催 金融ファクシミリ新聞社

- セミナー 『顧客等に関する情報管理態勢の強化』
開催日時 2015年10月29日（木）10:30～12:30
講師 江平 享
主催 一般社団法人第二地方銀行協会

- セミナー 『モデル規程から学ぶ マイナンバー制度の最終チェック』
開催日時 2015年11月2日（月）14:00～17:00
講師 北山 昇
主催 株式会社税務研究会

Client Alert

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『発電プロジェクトの契約実務』（2015年10月刊）
出版社 株式会社商事法務
著者 エネルギー・インフラストラクチャープラクティスグループ編
- 論文 「インセンティブ報酬の設計をめぐる法務・税務の留意点〔下〕」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2078
著者 大石 篤史 奥山 健志 小山 浩（共著）
- 論文 「『独禁法事例速報』 課徴金導入後初の公取委判決において返品・減額による濫用行為を優位的地位の認定に用いた事例—日本トイザらス事件—公取委審判審決平成27年6月4日」
掲載誌 ジュリスト No.1485
著者 池田 毅
- 論文 「改正不正競争防止法の概要」
掲載誌 月刊監査役 No.644
著者 池村 聡
- 論文 「〈特集1 ガバナンス元年に臨む取締役の心得〉 取締役の責任、経営判断原則、株主代表訴訟」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.15 No.9
著者 奥山 健志
- 論文 「中国における知識産権法院の設立と知財訴訟の動向」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.27 No.10
著者 小野寺 良文
- 論文 「年内におけるマイナンバーへの準備対応」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.10
著者 石川 貴教、北山 昇（共著）
- 論文 「労働契約申込みみなし制度の内容と実務への影響」
掲載誌 労政時報 No.3894
著者 亀田 康次

Client Alert

- 論文 「タックス・ヘイブン対策税制を巡る最新裁判例詳解〈2〉」
掲載誌 月刊国際税務 No.35
著者 小島 義博、酒井 真、山川 佳子（共著）

- 論文 「資金移動サービスに関する EU・ニューヨーク州・シンガポールの法制度比較」
掲載誌 週刊金融財政事情 3136号
著者 堀 天子

- 論文 「Class Actions 1st Edition」
掲載誌 Practical Law 2015年9月号
著者 小田 大輔、加賀美 有人（共著）

- 論文 「消費者契約法の見直しで着目すべき「中間取りまとめ」の重要論点」
掲載誌 Business Law Journal 2015年10月号
著者 松田 知丈

- 論文 「消費者関連法一複雑化し増え続ける消費者問題に具体的な打開策を提案—」
掲載誌 Lawyers Guide Specific Specialist Edition (Business law Journal 付録) 2015年11月号
著者 横山 経通、荒井 正児、池田 毅、松田 知丈（共著）

NEWS

<http://www.mhmljapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **名古屋オフィス業務開始のお知らせ**
名古屋オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2015年9月より、正式に業務を開始しております。
名古屋オフィスには、M&A、会社法関連業務、アジア業務、税務等において豊富な経験を有する小島 義博弁護士に加え、園田 観希央及び村井 智顕弁護士が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、会社法関連業務、独禁法、危機対応、アジア業務、知財、ファイナンス、税務等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーの M&A やアジア業務等につきましても、国内拠点のみならず、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴンを含めた海外の各拠点と連携をとりながら、東海地区のクライアントの皆様に充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。

- **Asia Women in Business Law Awards 2015 にて Shortlisted に選ばれました**
Euromoney Legal Media Group が主催する、Asia Women in Business Law Awards

Client Alert

2015 において、以下の分野にて Shortlisted に選ばれました。

Best in structured finance 小澤 絵里子

Best in TMT 林 浩美

Rising star: Litigation 眞鍋 佳奈

COUNTRY AWARDS Japan

- [Asia Law & Practice の Asialaw Asia-Pacific Dispute Resolution Awards 2015](#) にて受賞しました

2015 年 9 月 24 日に香港で行われた、Asialaw Asia-Pacific Dispute Resolution Awards 2015 にて、当事務所は National Law Firm of the Year (Japan) を受賞しました。

- [Who's Who Legal: Japan 2015](#) にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Japan 2015 において、日本を代表する弁護士として、当事務所の弁護士 14 名が選ばれました。

Banking 石黒 徹、佐藤 正謙、松村 祐土

Capital Markets 石黒 徹、佐藤 正謙、藤津 康彦、鈴木 克昌

Competition 内田 晴康、伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、眞鍋 佳奈

Construction and Real Estate 佐藤 正謙、小澤 絵里子

Corporate Governance 石綿 学

Corporate Tax 大石 篤史

M&A 内田 晴康、石綿 学、松村 祐土

Private Funds 竹野 康造、三浦 健

- [紀平 貴之 弁護士がコーネル大学ロースクール Adjunct Professor of Law \(Fall term\)](#) に就任しました

- [堀 天子 弁護士が一般社団法人 FinTech 協会の理事に就任しました](#)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com